

福利厚生プラン 養老保険

無配当



法人向け

2021年6月改訂

< 引受保険会社 >



経営者にとっての最重要課題のひとつは「人」に関することです。

人は大切な財産だ

我が社の**繁栄**に人材は欠かせない

社員には**長く勤めて**もらいたい

有能な人材を増やしたい

社員には**やる気**をもって働いてもらいたい

社員の長年の**功労**には報いたい

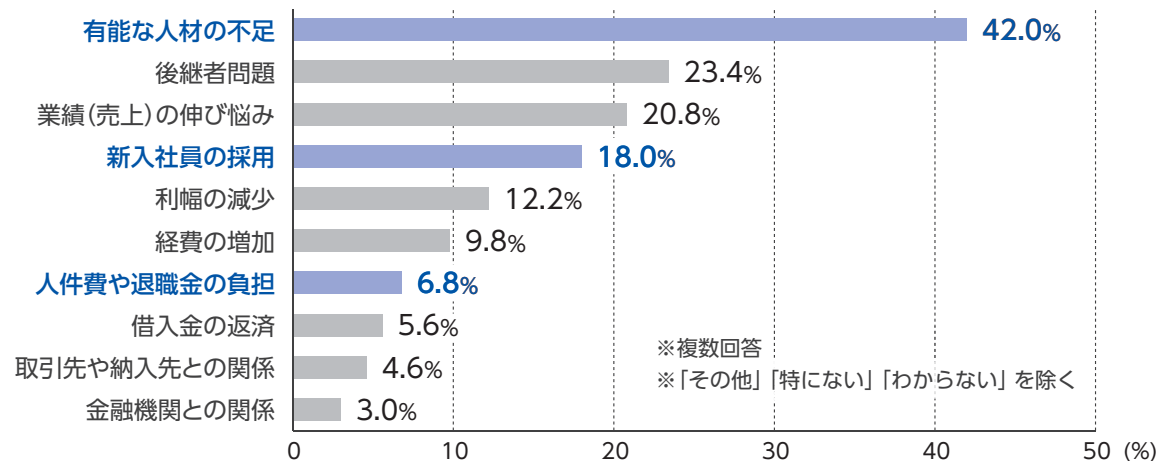
社員やその**家族のため**万一の時の備えも必要だ

我が社で**働いてよかった**と思ってもらいたい

● 経営に関する悩み

企業経営の課題は、何よりもまず、**有能な人材の確保**です。

そして**新入社員の採用**や**人件費・退職金の負担**も大きな問題の1つです。

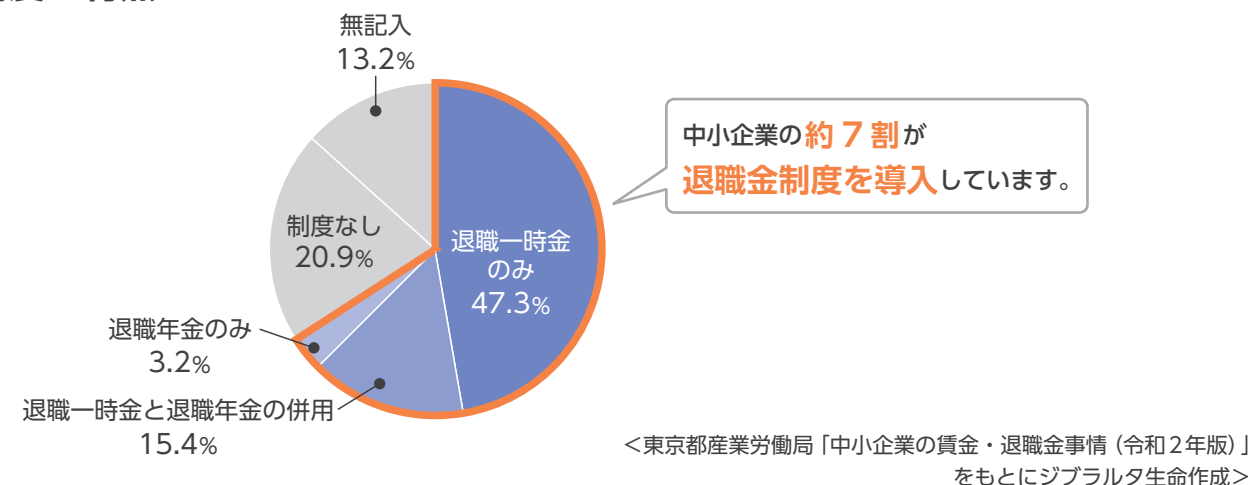


<エフピー教育出版「令和元年 企業経営と生命保険に関する調査」>

☑ 役員・従業員のために準備しておきたいこと

- 退職一時金、弔慰金制度
- 退職金支給のための計画的な資金準備
- 役員・従業員の万一の時の保障確保
- …等

● 退職金制度の有無



● モデル退職金 (退職時の支給金額)

学歴	勤続年数(年)	年齢(歳)	支給金額(万円)	
			自己都合退職	会社都合退職
大学卒	10	32	113.5	148.3
	20	42	353.4	425.0
	30	52	705.9	785.6
	定年		-	1,118.9
高専・短大卒	10	30	97.3	124.5
	20	40	297.5	358.6
	30	50	591.1	665.0
	定年		-	1,026.0
高校卒	10	28	89.6	114.8
	20	38	278.8	333.2
	30	48	543.3	622.7
	定年		-	1,031.4

大学卒の方が定年退職する場合の退職金の目安は、1人あたり**約1,119万円**です。

<東京都産業労働局「中小企業の賃金・退職金事情(令和2年版)」>



退職金支給のための計画的な資金準備はできていますか？

「養老保険」を活用した福利厚生プランをご紹介します。

養老保険

～役員・従業員とそのご家族のための、充実した福利厚生プランを準備できます～

福利厚生プランとは

導入のメリット

1. 死亡退職金・弔慰金の財源確保

保険期間中に役員・従業員に万一のことがあった場合は、死亡保険金が役員・従業員の遺族に支払われますので、死亡退職金・弔慰金の財源として活用できます。

2. 生存退職金の財源確保

保険期間満了時には満期保険金が法人に支払われますので、役員・従業員の生存退職金の原資として、計画的に積み立てることができます。

契約形態

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	満期保険金受取人
法人	役員・従業員(*)	役員・従業員の遺族	法人

(*) 普遍的加入が必要です。

(保険金等の流れ)



普遍的加入について

普遍的加入の具体的な要件は法律条文等で明確になっていませんが、考え方は次の通りです。

全社員加入、または合理的基準等に則った加入であること

- 原則として、全社員を対象としていること。
 - 保険金額に格差がある場合は、以下のような合理的な基準によって設定される必要があると考えられます。
- ただし、以下のような基準が合理的である場合には、普遍的加入と認められる場合もあります。
- 職種 年齢 勤続年数 等

※個別のお取扱いについては、事前に税理士もしくは所轄税務署にご確認ください。

経理処理

所定の要件のもとで、保険料の1/2を「福利厚生費」として損金算入することができます。(詳しくは6ページ)

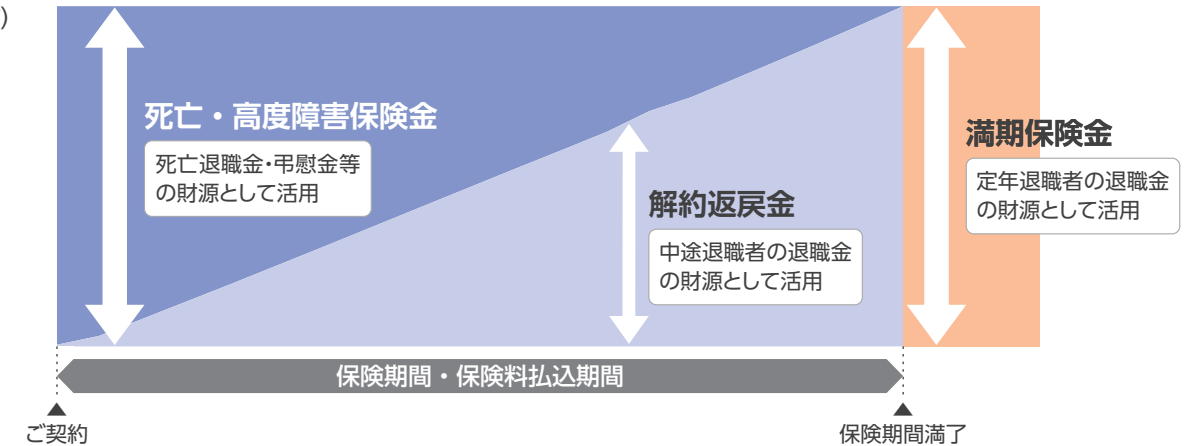
<留意点>

「支払保険料」を損金算入しても、「保険金」や「解約返戻金」等は益金に算入されます。課税タイミングが変わる課税の繰り延べに過ぎず、原則、**節税効果はありません。**

▶ 詳しくは別紙「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」をご覧ください。

商品のしくみ

(イメージ)



※死亡保険金・高度障害保険金・満期保険金は重複してお支払いしません。

保険金・払込保険料累計・解約返戻金推移表

ご契約例

- 契約年齢(被保険者): 45歳(男性)
- 保険期間・保険料払込期間: 65歳まで
- 保険金額: 500万円
- 月払保険料(口座振替): 23,370円

経過年数	年齢	A. 死亡・高度障害保険金 円	B. 払込保険料累計 円	C. 解約返戻金 円	D. 解約返戻率 約(C÷B) %
5年	50歳	5,000,000	1,402,200	1,120,000	79.8
10年	55歳	5,000,000	2,804,400	2,391,500	85.2
11年	56歳	5,000,000	3,084,840	2,640,500	85.5
12年	57歳	5,000,000	3,365,280	2,891,500	85.9
13年	58歳	5,000,000	3,645,720	3,145,000	86.2
14年	59歳	5,000,000	3,926,160	3,400,500	86.6
15年	60歳	5,000,000	4,206,600	3,658,500	86.9
16年	61歳	5,000,000	4,487,040	3,920,000	87.3
17年	62歳	5,000,000	4,767,480	4,184,000	87.7
18年	63歳	5,000,000	5,047,920	4,452,000	88.1
19年	64歳	5,000,000	5,328,360	4,724,000	88.6
20年	65歳	5,000,000	5,608,800	5,000,000	89.1

※経過年数は、契約日から毎年の契約応当日までの年数を、年齢は契約応当日における被保険者の年齢を表示しています。
※払込保険料累計・解約返戻金は、毎年の契約応当日の前日における金額を表示しています。

※最終年度の解約返戻金は、満期保険金額を表示しています。
※実際の解約返戻金額等は、払込方法<回数>、経過年月数、払込年月数等によって、表中の金額とは異なる場合がありますのでご注意ください。

死亡保険金受取人を指定すると、

死亡保険金を最短でその日のうちにお受取りいただける

「死亡保険金即日支払サービス」をご利用いただけます。

- 死亡保険金受取人が、法人または個人事業主、未成年者、2人以上の場合は、このサービスを利用できません。
- 責任開始日(あるいは最後の復活または復旧の責任開始日)から2年以上経過しているご契約が対象です。
- このサービスでお受取りいただける死亡保険金は、被保険者で通算して1,500万円または死亡保険金額のどちらか少ない金額が上限となります。

※ジブラルタ生命所定の範囲内での取扱いとなります。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

▶▶ ご契約後の環境変化に対応し、保障を継続することができます

契約者貸付

急な資金繰りに対応できます。

- 解約返戻金の一定割合を限度として、契約者貸付をご利用いただけます。
- 保障を続けたまま、急な資金需要にも対応できます。

自動振替貸付

一時的に保険料の都合がつかないときは…

- 保険料のお払込みがないまま猶予期間が過ぎた場合、ご契約にジブラルタ生命所定の金額以上の解約返戻金があるときは、ジブラルタ生命が自動的に保険料をお立替えます。
- お立替えできる金額は、解約返戻金の範囲内です。

払済保険への変更

保険料のお払込みを中止し、ご契約を継続できます。

- 保険料のお払込みを中止し、変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、保険期間をそのままにした保険料払済の養老保険に変更できます。
- 払済後の保険金額は、払済保険に変更する前より一般的に小さくなります。
- 払済後の保険金額がジブラルタ生命の定める限度を下回る場合は、お取扱いできません。

名義変更

個人契約として保障を引き継ぐことができます。

- 契約者および満期保険金受取人を法人から個人に変えることにより、個人契約として保障を引き継ぐことができます。
- 被保険者の退職時にあわせて、万一の保障を個人に引き継げます。

保険料の払込方法〈回数〉変更

保険料の払込方法を変更したいときは…

- 払込方法〈月払・半年払・年払〉を変更できます。
- ※送金扱の場合は、半年払・年払に限りお取扱いします。

保険金額の減額

保険料のご負担を軽くすることができます。

- ジブラルタ生命の定める範囲内で保険金額を減額し、保険料のお払込額を少なくすることができます。
- 減額後の保険金額がジブラルタ生命の定める限度を下回る場合は、お取扱いできません。

延長定期保険への変更

保険料のお払込みを中止し、定期保険として継続できます。

- 保険料のお払込みを中止し、変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、一定期間中の死亡・高度障害を保障する定期保険に変更できます。
- 定期保険への変更後は、満期保険金はありません。
- 保険金額は変わりませんが、保険期間は変更時の解約返戻金額によって異なります。
- 延長定期保険に変更した場合の保険期間が変更前の満期まで続く場合、満期時に生存給付金が受取れる場合もあります。

※各種お取扱いは、ジブラルタ生命所定の範囲内でのお取扱いとなります。詳しくは、『ご契約のしおり・約款』をご覧ください。

※契約内容の変更等を行った際に課税処理が発生することがあります。個別のお取扱いについては、事前に税理士もしくは所轄税務署にご確認ください。

▶▶ 経理処理について

所定の要件を満たすことによって、主契約の払込保険料の2分の1を「福利厚生費」として損金算入することができます。(養老保険に係る保険料(法人税基本通達9-3-4(3)))

<留意点>

「支払保険料」を損金算入しても、「保険金」や「解約返戻金」等は益金に算入されます。課税タイミングが変わる課税の繰り延べに過ぎず、原則、**節税効果はありません。**

▶ 詳しくは別紙『法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと』をご覧ください。

福利厚生プランの経理処理例

全社員、または年齢、勤続年数等、合理的な基準による普遍的加入であることを前提としています。(普遍的加入の詳細については、3ページをご覧ください。)

(ご契約例) ● 契約者：法人 ● 死亡保険金受取人：役員・従業員の遺族
● 被保険者：役員・従業員 ● 満期保険金受取人：法人

[保険料支払時]

保険料の1/2を「保険料積立金」として資産に計上し、1/2を「福利厚生費」として損金に算入します。

例：月払保険料として10万円を支払った場合

借方		貸方	
保険料積立金	5万円	現金または預金	10万円
福利厚生費(*)	5万円		

(*) 役員または部課長、その他特定の従業員のみを被保険者としている場合には、給与として取扱われることになります。また、加入者の大部分が同族関係者である場合には、同族関係者に係る保険料は給与として取扱われることになります。

[保険金受取時]

ケース①：法人が満期保険金を受取った場合

「保険料積立金」の資産計上額を取崩し、受取った保険金との差額を「雑収入」として益金に算入します。

例：満期保険金として法人が3,000万円を受取り、この時点で資産に計上していた保険料積立金が1,400万円だった場合

借方		貸方	
現金または預金	3,000万円	保険料積立金	1,400万円
		雑収入	1,600万円

ケース②：死亡保険金が被保険者の遺族に支払われた場合

「保険料積立金」の資産計上額を取崩し、同額を「雑損失」として損金に算入します。

例：死亡保険金として被保険者の遺族が3,000万円を受取り、この時点で資産に計上していた保険料積立金が300万円だった場合

借方		貸方	
雑損失	300万円	保険料積立金	300万円



このパンフレットには、商品のしくみや特徴をわかりやすくご案内するために商品の概要を記載しています。商品の詳細については、必ず『契約概要』『注意喚起情報』『ご契約のしおり・約款』をご覧ください。

この資料に記載されている税務取扱いは、2021年5月現在のものです。税務取扱いは税制改正等により、将来的に変更されることがあります。個別のお取扱いについては、事前に税理士もしくは所轄税務署にご確認ください。

お取り扱いについて

● 契約年齢範囲・保険期間・保険料払込期間

保険期間・保険料払込期間は、年齢または年数で設定いただけます。

契約年齢範囲 (被保険者)	保険期間・保険料払込期間						
	60 歳	65 歳	10 年	15 年	20 年	25 年	30 年
0～14歳			○	○	○	○	○
15～50歳	○	○	○	○	○	○	○
51～55歳		○	○	○	○	○	○
56～60歳			○	○	○	○	
61～65歳			○	○	○		
66～70歳			○	○			
71～75歳			○				

● 保険料払込方法＜回数＞

月払・半年払・年払

● 付加できる主な特約

- ・リビング・ニーズ特約
- ・指定代理請求特約
- ・疾病障害による保険料払込免除特約
- ・介護保障移行特約(*)
- ・保険金等の支払方法の選択に関する特約(*)

(*) ご契約時に付加することはできません。

※詳しくは『ご契約のしおり・約款』をご覧ください。

● ご契約の際には『契約概要』『注意喚起情報』『ご契約のしおり・約款』を必ずご覧ください。

・契約概要

ご契約のお申込みを検討いただく際に、保険商品の内容などをご理解いただくために必要な情報を記載したものです。

・注意喚起情報

ご契約のお申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載したものです。

・ご契約のしおり・約款

ご契約についての大切な事項（「契約申込の撤回など（クーリング・オフ）」、「健康状態・職業などの告知義務」などについて）およびご契約者に必要な保険の知識を記載したものです。

- 募集代理店の販売の担当者（生命保険募集人）は、お客さまとジブラルタ生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して、ジブラルタ生命が承諾したときに有効に成立します。
- このパンフレットに記載している様々なお取り扱いについては、実際にお取り扱いを行う時点における、ジブラルタ生命所定の範囲内でのお取り扱いとなります。

<募集代理店>

<引受保険会社>

ジブラルタ生命保険株式会社

本社／〒100-8953 東京都千代田区永田町 2-13-10

ナンバー ジブロック

0120-78-2269 (通話料無料)

【ジブラルタ生命のホームページ】 <https://www.gib-life.co.jp/>